

## 横須賀市青少年育成推進員連絡協議会運営費補助要綱

(総則)

第1条 横須賀市青少年育成推進員連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において、協議会の運営費に100分の50を乗じて得た額(1万円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

(交付申請)

第3条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 規約

(2) 役員名簿

(実績報告)

第4条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(届出)

第5条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 規約を改正したとき。

(2) 代表者及び役員を変更したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 青少年指導員連絡協議会運営費補助金交付要綱(昭和49年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。